

温室効果ガス排出削減等指針検討委員会 下水道部門WGの設置趣旨

1. 趣旨

平成 20 年 6 月に公布された地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律において、事業者は、温室効果ガスの排出削減に資するような設備の選択や使用を行うよう努めることとされ（第 23 条）、また、国民が日常生活において利用する製品やサービスについて、できるだけ温室効果ガスの排出量が少ないものの製造・提供を行うとともに、その利用に伴う温室効果ガスの排出量について、情報提供を行うよう努めることとされている（第 24 条）。

主務大臣は、事業者がこうした努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、必要な指針（排出抑制等指針）を策定することとされている（第 25 条）。このため、これまで排出抑制等指針に関する考え方や技術的な側面について助言を得るための場として、環境省は、委託事業の形で「温室効果ガス排出抑制等指針検討委員会」を設置し、関係者に検討いただいていた。

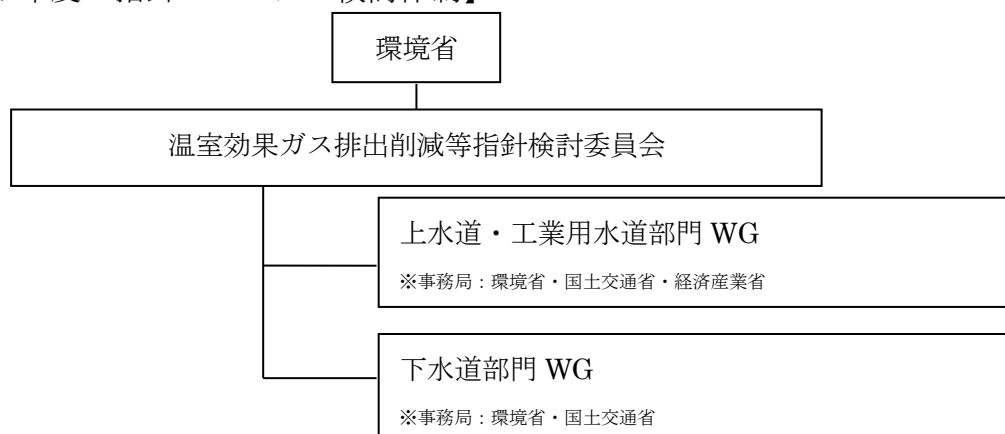
下水道部門については、平成 26 年度に、温室効果ガス排出抑制等指針検討委員会下水道部門WGの検討を踏まえ、指針案を作成した。

さらに平成 27 年度には、策定された下水道部門の指針について、詳細且つ分かりやすく解説した解説資料（以下「指針マニュアル」という。）が策定された。

加えて令和 3 年 5 月の改正により、「2050 年までの脱炭素社会の実現」が基本理念に位置付けられ、「排出抑制等指針」は「排出削減等指針」と改称された。

現行の指針マニュアル策定から約 10 年が経過していることから、指針マニュアルの改訂を行うことを目的として、温室効果ガス排出削減等指針検討委員会のもと下水道部門 WG を設置し検討を行う。

【令和 7 年度の指針マニュアル検討体制】



2. 令和7年度の検討事項

下水道部門に関する指針マニュアルの改訂に当たり、以下の事項を検討する。

- ① 指針マニュアルの改訂
- ② 次年度以降のファクトリスト上の削減対策の見直しに向けた検討

3. 委員（五十音順、敬称略）

- 大下 靖弘 神戸市建設局 下水道部 施設課 課長(設備担当)
- 堅田 智洋 一般社団法人日本下水道施設業協会 技術部長
- 齋藤 利晃 日本大学 理工学部土木工学科 教授
- 寺松 靖広 公益社団法人日本下水道協会 技術部技術課 課長
- 藤本 裕之 公益財団法人日本下水道新技術機構 資源循環研究部 部長
- 三宅 晴男 地方共同法人日本下水道事業団 技術開発室長
- 山下 洋正 国土交通省国土技術政策総合研究所 上下水道研究部下水道エネルギー・機能復旧研究官
- 山田 英樹 東京都下水道局 計画調整部エネルギー・温暖化対策推進担当課長
- ：座長

4. スケジュール

第1回（2025年9月）

：指針マニュアルの改訂方針について議論

第2回（2025年12月頃）

：指針マニュアルの改訂案について議論、次年度以降のファクトリスト上の削減対策の見直しに向けて議論

第3回（2026年1月頃）

：取りまとめ

5. 庶務

本WGの委員委嘱等を含む庶務は、環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室の同意を得て、株式会社三菱総合研究所において処理する。

以上